

標 題：

貨物固縛マニュアルについて

NK テクニカル インフォメーション

No. : 192

Date : 平成 8 年 7 月 17 日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先頃 I M O 本部において第 6 6 回 M S C が開催され、貨物固縛マニュアルの所持の猶予及び適用対象貨物の明確化に関する審議がなされ、次のような合意に達したとの情報を得ましたのでお知らせいたします。

1 貨物固縛マニュアルの所持の猶予

平成 9 年 12 月 31 日まで猶予することが合意された。ただし、同時に、できる限り早い時期に当該マニュアルを所持すべきとも合意されており、主管庁によりその旨の指示が出されることも予想される。日本政府も、I M O M S C 6 6 での合意に倣い、前述の日まで猶予することを決定した。

2 適用対象貨物

ばら積みされる貨物以外のすべての貨物*1を対象とすることが合意された。これまでは、適用対象貨物である「貨物ユニット」が I M O のガイドライン (DSC/Circ.1) 中で定義されていたが、M S C 6 6 にてその定義が削除され、「ばら積みされる貨物以外のすべての貨物」を対象とするよう書き改められた。

* 1 : これまでのテクニカルインフォメーションでは、木材は貨物倉内に積載されるもののみが対象であるとお知らせして参りました。しかしながら、甲板上に積載される木材はラッシングされるため、木材はばら積み貨物でないとして、積載場所に係わらず木材は対象貨物となるとの認識が示されました。従って、木材を運搬する船舶の貨物固縛マニュアルには、甲板積み木材の固縛設備及びそれらの取り扱いに関する情報等を盛り込むことが必要になります。これらの情報につきましては、「1966 年 国際満載喫水線条約」、「決議 A.715(17) 1991 年の甲板積み木材運搬船に関する安全実施規則」等を参照願います。

以上が、先の I M O M S C 6 6 における審議結果に関する最新情報であります。
なお、ご不明の点がございましたら、本部・開発部までお問い合わせ願います。

敬具

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524